白神山地世界遺産地域管理計画 巻末付表等

平成 25 年 10 月

表1 白神山地世界遺産の自然環境保全に係る各種制度等の概要

制度名	指定年月	概要	地域区分及び面積	管理区分	主な規制内容等	備考
自然環境保全地域 (白神山地自然環境保全地域)	平成 4 年 7 月	優れた天然林など一定の要件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域	特別地区 9,844ha	核心地域 (A 地域)	環境大臣の許可が必要な行為(第 25 条):①工作物の新築･改築･増築、②土地の形質の変更、③土石の採取、④水面の埋立、⑤河川等の水位･水量の増減、⑥木竹の伐採	自然環境保全法
			野生動植物保護地区 9,844ha (上記と同一の区域)	核心地域 (A 地域)	地域毎の保全計画に定める動植物の採取、損傷が原則として禁止(第 26 条) (保護すべき野生動植物の種類については下記参照)	
			普通地区 4,199ha	緩衝地域 (B 地域)	環境大臣に届出が必要な行為(第 28 条):①一定規模以上の工作物の新築･改築･増築、②土地の形質の変更、③土石の採取、④水面の埋立、⑤特別地域内の河川等の水位･水量の増減	
自然公園 (津軽国定公園)	昭和 50 年 3 月	優れた自然の風景地として保護と利用の増進を図るとともに、生物多様性の確保に寄与するため、自然環境を保護する必要がある地域。	特別地域 624ha	緩衝地域 (B 地域)	青森県知事の許可が必要な行為(第 20 条): ①工作物の新築･改築･増築、②木竹の伐採、③土石等の採取、④河川等の水位･水量の増減、⑤広告物の設置等、⑥土石等の集積･貯蔵、⑦水面の埋立等、⑧土地の形状変更、⑨指定植物の採取等、⑩壁面等の色彩の変更 (採取又は損傷を規制する植物の種については下記参照)	自然公園法
			特別保護地区 344ha	核心地域 (A 地域) 緩衝地域 (B 地域)	青森県知事の許可が必要な行為(第 21 条):上記①～⑧、⑩に加え、⑪木竹の損傷、⑫木竹の植栽、⑬動物を放つこと⑭物の集積･貯蔵、⑮火入れ･たき火、⑯植物の採取･損傷･落葉落枝の採取、⑰植物の植栽･播種、⑱動物の捕獲、⑲車馬等の乗り入れ	
(赤石渓流暗門の滝県立自然公園)	昭和 56 年 7 月		特別地域 1,952ha	緩衝地域 (B 地域)	青森県知事の許可が必要な行為(第 21 条):国定公園特別地域と同じ行為 (採取又は損傷を規制する植物の種については下記参照)	青森県自然公園条例
(秋田白神県立自然公園)	平成 16 年 8 月		特別地域 8ha	緩衝地域 (B 地域)	秋田県知事の許可が必要な行為(第 15 条):国定公園特別地域と概ね同等の行為(採取又は損傷を規制する植物の種については下記参照)	秋田県自然公園条例
森林生態系保護地域 (白神山地森林生態系保護地域)	平成 2 年 3 月	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資する地域	保存地区 10,139ha	核心地域 (A 地域)	原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねる。 (モニタリング、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、非常災害のための応急措置、その他法令等に基づく行為等はこの限りでない。)	保護林の再編･拡充について(平成元年 4 月林野庁長官通達)
			保全利用地区 6,832ha	緩衝地域 (B 地域)	木材生産を目的とする森林施業は行わない。(人工林がある場合は、複層林施業ができる。)森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用はできる。	

天然記念物（種指定のみ）	カモシカ：昭和30年 クマゲラ：昭和40年 イヌワシ：昭和40年 ヤマネ：昭和50年	動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の評価の高いもの	特別天然記念物 カモシカ、天然記念物 クマゲラ、イヌワシ、ヤマネ		現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可が必要（第125条）。	文化財保護法
鳥獣保護区（国指定白神山地鳥獣保護区）	平成16年3月～平成25年10月	国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のために重要と認められる区域	16,971ha（遺産区域外を含めた総面積17,157ha）	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	学術研究、生態系・農林水産業被害防止等の目的で鳥獣の捕獲又は殺傷、鳥類の卵の採取又は損傷を行う場合は環境大臣の許可が必要（第9条）。また、狩猟については認められない（第11条）。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ※上記の法律に基づき、鳥獣の捕獲又は殺傷、鳥類の卵の採取又は損傷が原則禁止（第8条）。
国内希少野生動植物種	平成5年4月	本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種	イヌワシ、クマタカ、オオタカ		生きている個体については、捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）が原則として禁止（第9条）。 学術研究、繁殖、教育、個体の生息状況又は生育状況の調査などの目的で捕獲等する場合は、環境大臣の許可が必要（第10条）。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
保安林（水源かん養保安林）	昭和34年 （追加：昭和45年） （追加：昭和46年） （追加：平成16年）	水源のかん養、土砂の流出の防備、生活環境の保全・形成等特定の公共目的を達成	16,971ha	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	立木の伐採や、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為については、都道府県知事の許可が必要（第34条）。	森林法

白神山地自然環境保全地域野生動植物保護地区において保護すべき野生動植物の種類（植物） （平成4年7月10日環境庁告示第47号）
ヒモカズラ、エゾフユノハナワラビ、リシリシノブ、ミヤマシシガシラ、ホテイシダ、ハイマツ、キャラボク、ミツモリミミナグサ、センジュガンピ、アオモリマンテマ、キクザキイチリンソウ、サンリンソウ、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ミヤマキンポウゲ、シラネアオイ、サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ、イワオトギリ、オシマオトギリ、エゾノイワハタザオ、ミヤマガラシ、ツガルミセバヤ、ミヤママンネングサ、ウメバチソウ、ヤシャビシャク、シコタンソウ、ウチワダイモンジソウ、フキユキノシタ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ、マルバシモツケ、エゾノシロバナシモツケ、イワオウギ、ツガルフジ、チシマフウロ、オオバキスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ、ゴゼンタチバナ、ハクサンサイコ、シラネニンジン、イワカガミ、イワウチワ、ギンリョウソウ、イワナシ、ウラジロコヨウラク、ウラジロヨウラク、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、コケモモ、オオサクラソウ、ツマトリソウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、オオバノヨツバムグラ、エゾハナシノブ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ、オオバミゾホオズキ、エゾシオガマ、ミヤマクワガタ、クガイソウ、マルバキンレイカ、アサギリソウ、オニアザミ、ミネアザミ、トガヒゴタイ、ミヤマアキノキリンソウ、シロウマアサツキ、ミヤマラッキョ、ツバメオモト、カタクリ、ニッコウキスゲ、クルマユリ、キンコウカ、チャボゼキショウ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、コバイケイ、オガタチイチゴツナギ、ミズバショウ、ザゼンソウ、サギスゲ、コアニチドリ、サルメンエビネ、イチヨウラン、コイチヨウラン、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ノビネチドリ、フジチドリ、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、アリドオシラン、ハクサンチドリ、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ショウキラン

計108種

白神山地自然環境保全地域野生動植物保護地区において、保護すべき野生動物は指定されていない。

津軽国定公園の特別地域において、採取又は損傷を規制する植物
（昭和５６年３月２３日　環境庁告示第３４号）

科名	種　名　（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
イノモトソウ	リシリシノブ
オシダ	オクヤマシダ、ニッコウシダ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウラボシ	ホテイシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）
ヤマモモ	ヤチヤナギ
タデ	イブキトラノオ（エゾイブキトラノオを含む。）、ウラジロタデ
ナデシコ	アオモリミミナグサ、オオバナノミミナグサ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む。）、センジュガンピ、アオモリマンテマ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
キンポウゲ	オクトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、エゾリュウキンカ、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む。）、ミツバオウレン、シラネアオイ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ミヤマカラマツ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
スイレン	エゾヒツジグサ（ヒツジグサを含む。）
ドクダミ	ハンゲショウ
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン、オクエゾサイシン、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	エゾオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、オシマオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、オサバグサ
アブラナ	イワハタザオ（イワテハタザオを含む。）、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）
ベンケイソウ	コイワレンゲ（アオノイワレンゲ）、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、ツガルミセバヤ
ユキノシタ	ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、シコタンソウ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウを含む。）、フキユキノシタ
バラ	ノウゴウイチゴ、イワキンバイ、エゾツルキンバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、ハマナス（ハマナシ）、ベニバナイチゴ、マルバシモツケ
マメ	イワオオギ、ツガルフジ

フウロソウ	チシマフウロ、ハマフウロ
トウダイグサ	ヤマアイ
スミレ	ウスバスミレ、オオバキスミレ、テリハタチツボスミレ、イソスミレ、オオバタチツボスミレ、ミヤマスミレ
アカバナ	ヤナギラン、ミヤマアカバナ、ムツアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ハクサンサイコ、カラフトニンジン、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、オオウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、イワヒゲ、シラタマノキ、イソツツジ（エゾイソツツジ）、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、ツルコケモモ、イワナシ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、ミヤマホツツジ、イワツツジ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ミチノクコザクラ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	ミヤマリンドウ、エゾリンドウ、ホソバツルリンドウ、ミツガシワ
ハナシノブ	エゾノハナシノブ
ムラサキ	ムラサキ、ハマベンケイソウ
シソ	ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、デワノタツナミソウ、エゾナミキソウ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。）
ゴマノハグサ	オオバミゾホオズキ、ヨツバシオガマ、エゾシオガマ、エチゴトラノオ、ビロードトラノオ（エゾルリトラノオ）、クガイソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ウコンウツギ
オミナエシ	マルバキンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ（エゾマツムシソウを含む。）
キキョウ	フクシマシャジン、サワギキョウ、キキョウ
キク	エゾノコギリソウ、アサギリソウ、コハマギク、チョウカイアザミ、ミネアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ウスユキソウ、トウゲブキ、トガヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、サワオグルマ、エゾオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）
ホロムイソウ	ホロムイソウ

ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、タチギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、エゾスカシユリ、クルマユリ、キンコウカ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チャボゼキショウ、タマガワホトトギス、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ
アヤメ	ノハナショウブ、カキツバタ、ヒオオギアヤメ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
カヤツリグサ	イトキンスゲ、イワキスゲ（キンチャクスゲ）、サギスゲ
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ、ヒメホテイラン、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ユウシュンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン（ホクロ）、コアツモリ、クマガイソウ、イチヨウラン、サワラン（アサヒラン）、コイチヨウラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ミヤマモジズリ、ミズトンボ、フガクスズムシ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン（コフタバラン）、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、アリドオシラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、ウチョウラン、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン

計 256 種

赤石渓流暗門の滝県立自然公園の特別地域内において許可を受けなければ採取してはならない高山植物等　(昭和61年6月7日　青森県告示第427号)

科名	種名
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ、ヒモカズラ、エゾヒメクラマゴケ
コケシノブ	コウヤコケシノブ
ウラボシ	リシリシノブ、クモノスシダ、ホテイシダ、ニッコウシダ、ヒメサジラン
ヒノキ	ミヤマビャクシン
ウマノスズクサ	ウスバサイシン、オクエゾサイシン、ミチノクサイシン
タデ	ウラジロタデ、イブキトラノオ
ナデシコ	センジュガンピ、アオモリマンテマ、カラフトミミナグサ
キンポウゲ	ヤマシャクヤク、シラネアオイ、シナノキンバイ、ミツバオウレン、ミヤマカラマツ、ヒメイチゲ、サンリンソウ、フクジュソウ、ミヤマハンショウズル
メギ	トガクシショウマ
アブラナ	イワハタザオ
ベンケイソウ	ミヤママンネングサ、ツガルミセバヤ、コイワレンゲ(アオノイワレンゲ)
ユキノシタ	ダイモンジソウ、フキユキノシタ、シコタンソウ、ウメバチソウ、エゾクロクモソウ
バラ	イワキンバイ、ミヤマキンバイ、オオタカネバラ
マメ	ツガルフジ
フウロソウ	チシマフウロ
オトギリソウ	エゾオトギリ
スミレ	オオバキスミレ、ウスバスミレ、ミヤマスミレ、テリハタチツボスミレ
アカバナ	ミヤマアカバナ
セリ	ハクサンサイコ、イワテトウキ、シラネニンジン
ミズキ	ゴゼンタチバナ
イワウメ	イワウチワ、イワカガミ、オオイワカガミ
イチヤクソウ	イチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、ウメガサソウ、シャクジョウソウ、マルバノイチヤクソウ、アキノギンリョウソウ
ツツジ	アカモノ、ウスノキ、ナツハゼ、クロウスゴ、コケモモ、ハクサンシャクナゲ、オオバスノキ
サクラソウ	オオサクラソウ
リンドウ	エゾリンドウ
ハナシノブ	ミヤマハナシノブ

シソ	ラショウモンカズラ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ、デワノタツナミソウ
ゴマノハグサ	オオバミゾホオズキ、クガイソウ、エゾシオガマ、コシオガマ、ヤマルリトラノオ、エゾルリトラノオ
オミナエシ	マルバキンレイカ
キク	ミヤマアズマギク、アサギリソウ、キオン、トウゲブキ、オニアザミ、ミヤマアキノキリンソウ、トガヒゴタイ
ユリ	チシマゼキショウ、チャボゼキショウ、タマガワホトトギス、オオバギボウシ、ニッコウキスゲ、タケシマラン、オオバタケシマラン、ツバメオモト、クルマバツクバネソウ、オオシュロソウ、シブツアサツキ
ラン	クマガイソウ、コアツモリソウ、ウチョウラン、コアニチドリ、ノビネチドリ、オオヤマサギソウ、キソチドリ、ジンバイソウ、トンボソウ、ササバギンラン、ショウキラン、ミヤマフタバラン、アケボノシュスラン、アリドウシラン、セイタカスズムシソウ、クモキリソウ、ジガバチソウ、ホテイラン、コイチヨウラン、コケイラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、イチヨウラン、シュンラン、ツチアケビ、ハクウンラン、キンセイラン、エゾスズラン

計 131 種

秋田白神県立自然公園の特別地域内において採取し、又は損傷することを制限する植物
(昭和38年7月15日　秋田県規則第26号)

科名	種名
ミズゴケ	全種(秋田県内確認種)
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、スギカズラ、ミズスギ、アスヒカズラ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギラン、マンネンスギ
イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ、ミズニラ
トクサ	ミズドクサ、イヌドクサ
ハナヤスリ	オオハナワラビ、フユノハナワラビ、ハマハナヤスリ、ヒロハハナヤスリ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
キジノオシダ	キジノオシダ
コケシノブ	ヒメハイホラゴケ、ハイホラゴケ、アオホラゴケ、ウチワゴケ、コウヤコケシノブ、ホソバコケシノブ、コケシノブ
コバノイシカグマ	コバノイシカグマ、イワヒメワラビ、フモトシダ
シノブ	シノブ
ホウライシダ	ハコネシダ、リシリシノブ、カラクサシダ
イノモトソウ	オオバノイノモトソウ、オオバノハチジョウシダ、イノモトソウ
チャセンシダ	ヒメイワトラノオ、ヤマドリトラノオ、クモノスシダ、イチョウシダ、イワトラノオ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ、オサシダ
オシダ	ナンゴクナライシダ、ハカタシダ、オニカナワラビ、キヨスミヒメワラビ、オニヤブソテツ、ヤブソテツ、オクヤマシダ、イワヘゴ、ヤマイタチシダ、サイゴクベニシダ、ミサキカグマ、オオクジャクシダ、ベニシダ、ニオイシダ、オオベニシダ、ギフベニシダ、キノクニベニシダ、ナンタイシダ、トウゴクシダ、オオイタチシダ、タニヘゴ、ツルデンダ、アイアスカイノデ、カラクサイノデ、ツヤナシイノデ、イノデ、サイゴクイノデ、イノデモドキ
ヒメシダ	ゲジゲジシダ、ハシゴシダ、ニッコウシダ、メニッコウシダ、ヒメワラビ、ミドリヒメワラビ
イワデンダ	ウスヒメワラビ、オクヤマワラビ、ホソバイヌワラビ、イワイヌワラビ、サキモリイヌワラビ、ミヤマヘビノネゴザ、ヒロハイヌワラビ、ハコネシケチシダ、コウライイヌワラビ、セイタカシケシダ、フモトシケシダ、ミドリワラビ、イワヤシダ、ヌリワラビ、キタノミヤマシダ、ミヤマシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、コガネシダ、フクロシダ
ウラボシ	ミツデウラボシ、ホテイシダ、ヒメノキシノブ、ノキシノブ、ミヤマノキシノブ、ヒメサジラン、オシャグジデンダ、エゾデンダ、イワオモダカ、ビロード

	シダ
ヒメウラボシ	オオクボシダ
デンジソウ	デンジソウ
サンショウモ	サンショウモ
アカウキクサ	オオアカウキクサ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン、ハイネズ、ネズ、ミヤマネズ
イチイ	キャラボク、チャボガヤ
カバノキ	ミヤマハンノキ
イラクサ	オニヤブマオ、クサコアカソ、ヤマミズ、ホソバイラクサ
ヤドリギ	ホザキヤドリギ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	オヤマソバ、オンタデ、イブキトラノオ、ムカゴトラノオ、エゾノミズタデ、サクラタデ、ミヤマタニソバ、ヤナギヌカボ、サデクサ、ボントクタデ、ヌカボタデ、アキノミチヤナギ
ツルナ	ツルナ
ナデシコ	チョウカイフスマ、オオバナノミミナグサ、オオミミナグサ、タカネナデシコ、ハマハコベ、センジュガンピ、フシグロセンノウ、ハマツメクサ、アオモリマンテマ、シラオイハコベ
アカザ	ホソバノハマアカザ、ハマアカザ、カワラアカザ、オカヒジキ
マツブサ	チョウセンゴミシ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ウゼントリカブト、アズマレイジンソウ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、スハマソウ、ハクサンイチゲ、キクザキイチゲ、アズマイチゲ、サンリンソウ、オオヤマオダマキ、ミヤマオダマキ、エゾノリュウキンカ、リュウキンカ、オオバショウマ、ミヤマハンショウヅル、コミヤマハンショウヅル、カザグルマ、オウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン、アズマシロカネソウ、ヒメキンポウゲ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、ケキツネノボタン、コキツネノボタン、バイカモ、ハイキンポウゲ、タガラシ、ミヤマカラマツ、ナツカラマツ、コカラマツ、イワカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ
シラネアオイ	シラネアオイ
メギ	ナンブソウ、サンカヨウ、トガクシショウマ
スイレン	ネムロコウホネ、オゼコウホネ、ヒツジグサ
マツモ	マツモ
ドクダミ	ハンゲショウ
ウマノスズクサ	ウマノスズクサ、オクエゾサイシン、ウスバサイシン、ミチノクサイシン、コ

	シノカンアオイ
ボタン	ヤマシャクヤク、ケナシベニバナヤマシャクヤク
ツバキ	ユキツバキ、ヒサカキ
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、イワオトギリ、タコアシオトギリ、イワテオトギリ、エゾオトギリ
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、ミチノクエンゴサク、ナガミノツルキケマン、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ハタザオ、ヤマハタザオ、ミヤマハタザオ、エゾハタザオ、エゾノイワハタザオ、イワテハタザオ、ツルワサビ、ミヤマタネツケバナ、オクヤマガラシ、エゾワサビ、イヌナズナ、オクノユリワサビ、ハクセンナズナ、ミギワガラシ、キバナハタザオ
ベンケイソウ	チチッパベンケイソウ、ツガルミセバヤ、ミツバベンケイソウ、コモチレンゲ、アオノイワレンゲ、ホソバイワベンケイ、イワベンケイ、ホソバノキリンソウ、キリンソウ、コモチマンネングサ、メノマンネングサ、ミヤママンネングサ、タイトゴメ
ユキノシタ	チダケサシ、アラシグサ、エゾノチャルメルソウ、エゾウメバチソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、タコノアシ、バイカウツギ、ヤシャビシャク、コマガタケスグリ、シコタンソウ、ダイモンジソウ、ウチワダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ
バラ	クサボケ、アカバナシモツケ、ミヤマダイコンソウ、カラフトダイコンソウ、チングルマ、カワラサイコ、イワキンバイ、エゾツルキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ヒロハノカワラサイコ、クロバナロウゲ、オヘビイチゴ、ミネザクラ、チシマザクラ、オオタカネイバラ、タカネイバラ、ホロムイイチゴ、シモキタイチゴ、ナンブサナギイチゴ、コガネイチゴ、ヒメゴヨウイチゴ、ベニバナイチゴ、ミヤマウラジロイチゴ、シロバナトウウチソウ、タカネトウウチソウ、ナガボノアカワレモコウ、ウラジロナナカマド、タカネナナカマド、マルバシモツケ、エゾノシロバナシモツケ、アイズシモツケ、コゴメウツギ、カナウツギ
マメ	モメンヅル、カワラケツメイ、フジカンゾウ、イワオウギ、エゾノレンリソウ、レンリソウ、ケハギ、イヌハギ、センダイハギ、ノハラクサフジ、ヒロハクサフジ、ナンテンハギ、ヤブツルアズキ
カタバミ	コミヤマカタバミ、ミヤマカタバミ
フウロソウ	チシマフウロ、タチフウロ、ミツバフウロ、ハクサンフウロ、ハマフウロ、オガフウロ
アマ	マツバニンジン
トウダイグサ	ノウルシ、タカトウダイ、シナノタイゲキ、ハクサンタイゲキ、ヤマアイ
カエデ	ナンゴクミネカエデ

アワブキ	ミヤマハハソ
ニシキギ	イワウメヅル、ムラサキマユミ、オオツリバナ、クロツリバナ
クロウメモドキ	クロカンバ、クロツバラ
グミ	マルバグミ
スミレ	ケナシエゾノタチツボスミレ、アリアケスミレ、キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、オオバキスミレ、マルバケスミレ、タカネスミレ、ツルタチツボスミレ、サクラスミレ、コスミレ、ケマルバスミレ、マキノスミレ、ヒメスミレ、イブキスミレ、アカネスミレ、オカスミレ、アケボノスミレ、アイヌタチツボスミレ、セナミスミレ、ヒゴスミレ、ヒナスミレ、スミレサイシン、ゲンジスミレ、シハイスミレ、ヒカゲスミレ
ミソハギ	ヒメミソハギ、ミズキカシグサ、ミズマツバ
ヒシ	ヒメビシ
アカバナ	ケゴンアカバナ、ヤナギラン、イワアカバナ、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、オオアカバナ、ミズユキノシタ
アリノトウグサ	ホザキノフサモ、タチモ、フサモ
スギナモ	スギナモ
ウコキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ミヤマトウキ、ハクサンサイコ、ハマゼリ、カラフトニンジン、ハマボウフウ、ヤマゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ、ムカゴニンジン、シラネニンジン、サワゼリ
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ、オオイワウチワ
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、アキノギンリョウソウ、ギンリョウソウ、コイチヤクソウ、コバノイチヤクソウ、カラフトイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ヤチツツジ、サラサドウダン、イワナシ、アカモノ、シラタマノキ、イソツツジ、ミネズオウ、ウラジロコヨウラク、ウラジロヨウラク、コヨウラクツツジ、アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ツガザクラ、ナガバツガザクラ、オオバツツジ、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ、レンゲツツジ、ユキグニミツバツツジ、バイカツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、エゾツツジ、クロウスゴ、ツルコケモモ、イワツツジ、マルバウスゴ、コケモモ、ヒメウスノキ、ヒメクロマメノキ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ウミミドリ、ミヤマタゴボウ、ハマボッス、ヤナギトラノオ、クサレダマ、ミチノクコザクラ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリコザクラ、ヒナザクラ、ハイハマボッス、ツマトリソウ、コツマトリソウ
マチン	ヒメナエ、アイナエ

リンドウ	ミヤマリンドウ、リンドウ、コケリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、アケボノソウ、イヌセンブリ、ミヤマアケボノソウ、チシマセンブリ
ミツガシワ	イワイチョウ、ミツガシワ、ガガブタ、アサザ
キョウチクトウ	チョウジソウ、テイカカズラ
ガガイモ	フナバラソウ、コイケマ
アカネ	ヒメヨツバムグラ、キクムグラ、ヤマムグラ、ハナムグラ、フタバムグラ、オオキヌタソウ、アカネムグラ
ヒルガオ	ヒロハヒルガオ、マメダオシ
ムラサキ	ミヤマムラサキ、ムラサキ、ハマベンケイソウ、スナビキソウ、ルリソウ、コシジタビラコ
クマツヅラ	カリガネソウ
アワゴケ	アワゴケ、ミズハコベ
シソ	カイジンドウ、ミヤマクルマバナ、ムシャリンドウ、メハジキ、キセワタ、ヤマジソ、ミソガワソウ、タテヤマウツボグサ、サンインヒキオコシ、タイリンヤマハッカ、ケナツノタムラソウ、ヤマジノタツナミソウ、デワノタツナミソウ、イヌニガクサ、イブキジャコウソウ
ナス	ハシリドコロ、オオマルバノホロシ、ハダカホオズキ
ゴマノハグサ	マルバノサワトウガラシ、サワトウガラシ、アブノメ、ホソバコゴメグサ、ミチノクコゴメグサ、キクモ、ミヤママコナ、ママコナ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、イワテシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、シオガマギク、エゾシオガマ、イワブクロ、エチゴトラノオ、ヤマルリトラノオ、ビロードトラノオ、ミチノククワガタ、ゴマノハグサ、エゾヒナノウスツボ、オオヒナノウスツボ、ヒヨクソウ、ヒメクワガタ、イヌノフグリ、クガイソウ
ゴマ	ヒシモドキ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	ナンバンギセル、オオナンバンギセル、ヤマウツボ、ハマウツボ、オカウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ムシトリスミレ、タヌキモ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	エゾオオバコ、ハクサンオオバコ、トウオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒョウタンボク、クロミノウグイスカズラ、マルバヨノミ、チシマヒョウタンボク、ソクズ、キバナウツギ、ウコンウツギ
レンプクソウ	レンプクソウ
オミナエシ	マルバキンレイカ、オミナエシ、カノコソウ、ツルカノコソウ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	チシマギキョウ、イワギキョウ、ホタルブクロ、バアソブ、サワギキョウ、シ

	デシャジン、キキョウ
キク	ノコギリソウ、ヤマノコギリソウ、エゾノコギリソウ、チョウジギク、ウサギギク、カワラニンジン、サマニヨモギ、ヒメヨモギ、アサギリソウ、シロヨモギ、ヒメシオン、サワシロギク、オケラ、ヤナギタウコギ、エゾノタウコギ、エゾノキツネアザミ、カニコウモリ、ミミコウモリ、コヤブタバコ、オオガンクビソウ、ハリオニアザミ、チョウカイアザミ、モリアザミ、ガンジュアザミ、ミネアザミ、ナンブタカネアザミ、ニッコウアザミ、タカアザミ、ウゴアザミ、イワインチン、ウゴシオギク、タカサブロウ、エゾムカシヨモギ、ムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、アキノハハコグサ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク、タカサゴソウ、クモマニガナ、ノニガナ、カワラニガナ、ミヤマウスユキソウ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、トウゲブキ、メタカラコウ、コシカギク、ミヤマヨメナ、クルマバハグマ、オヤリハグマ、イワテヒゴタイ、ミヤマキタアザミ、トガヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、オクキタアザミ、ヤハズトウヒレン、キオン、サワギク、ハチジョウナ、ヤブレガサ、ウスギタンポポ
オモダカ	サジオモダカ、マルバオモダカ、アギナシ
トチカガミ	スブタ、コスブタ、ヤナギスブタ、クロモ、トチカガミ、ミズオオバコ、セキショウモ
ホロムイソウ	ホロムイソウ、シバナ、ホソバノシバナ
ヒルムシロ	ホソバヒルムシロ、エゾヤナギモ、エビモ、エゾノヒルムシロ、センニンモ、オヒルムシロ、ツツイトモ、リュウノヒゲモ、ヒロハノエビモ、イトモ、ヒメオヒルムシロ、カワツルモ、イトクズモ
アマモ	エビアマモ、コアマモ、アマモ
イバラモ	ホッスモ、イバラモ、オオトリゲモ
ユリ	ネバリノギラン、ソクシンラン、シロウマアサツキ、ミヤマラッキョウ、ヤマラッキョウ、ニラ、ギョウジャニンニク、キジカクシ、ツバメオモト、クロヒメシライトソウ、スズラン、オオチゴユリ、カタクリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ノカンゾウ、ゼンテイカ、タチギボウシ、トウギボウシ、コオニユリ、スカシユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ツルボ、マルバサンキライ、チシマゼキショウ、チャボゼキショウ、ヒメイワショウブ、ヤマジノホトトギス、タマガワホトトギス、オオバナノエンレイソウ、ヒダカエンレイソウ、バイケイソウ、コバイケイソウ
ミズアオイ	ミズアオイ
アヤメ	ヒオウギ、ノハナショウブ、ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオウギアヤメ
イグサ	ハナビゼキショウ、ミヤマイ、ヒメコウガイゼキショウ、ミクリゼキショウ、ホソコウガイゼキショウ、エゾホソイ、ドロイ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、ミヤマゼキショウ、ヤマスズメノヒエ、タカネスズメノヒエ、オカスズメノヒエ、ミヤマヌカボシソウ

ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ、クロイヌノヒゲ、ホシクサ、コイヌノヒゲ、ミカワイヌノヒゲ、ミヤマヒナホシクサ、ハライヌノヒゲ、コケヌマイヌノヒゲ、ガリメギイヌノヒゲ
イネ	ミヤマヌカボ、コミヤマヌカボ、タカネコウボウ、アズマガヤ、カニツリノガリヤス、イワノガリヤス、ヒゲノガリヤス、オオヒゲガリヤス、ヒナガリヤス、タカネノガリヤス、ミヤマノガリヤス、チシマガリヤス、ヒナザサ、ヒロハノコメススキ、コメススキ、ハマムギ、オオトボシガラ、ウシノケグサ、ヤマオオウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ヒロハノドジョウツナギ、カラフトドジョウツナギ、カモノハシ、ミノボロ、オオヒゲナガカリヤスモドキ、カリヤスモドキ、キダチノネズミガヤ、ヒロハノハネガヤ、アイアシ、タマミゾイチゴツナギ、イトイチゴツナギ、オガイチゴツナギ、イブキソモソモ、イチゴツナギ、アオイチゴツナギ、ヒエガエリ、イヌアワ、ハマエノコロ、ヒゲシバ、メガルガヤ、ハイドジョウツナギ、チシマカニツリ、オニシバ
サトイモ	セキショウ、マイヅルテンナンショウ、アキタテンナンショウ、オオマムシグサ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ザゼンソウ、ヒメザゼンソウ
ミクリ	ミクリ、タマミクリ、ホソバタマミクリ、ナガミクリ、エゾミクリ、ヒメミクリ
ガマ	コガマ
カヤツリグサ	ハタガヤ、イトハナビテンツキ、カヅノスゲ、ヤマタヌキラン、アニアイスゲ、タテヤマスゲ、ヒラギシスゲ、マツバスゲ、アワボスゲ、ヒメカワズスゲ、ジョウロウスゲ、ハクサンスゲ、アゼナルコ、シラスゲ、ミヤマクロスゲ、ニッコウハリスゲ、マスクサ、イトキンスゲ、コハリスゲ、ヤマアゼスゲ、テキリスゲ、ムジナスゲ、ハタベスゲ、イトナルコスゲ、ヤチスゲ、ヒエスゲ、ヤラメスゲ、ヤガミスゲ、キンチャクスゲ、ホロムイスゲ、タシロダケスゲ、モリヨシスゲ、ホソバカンスゲ、ヒカゲハリスゲ、ナガエスゲ、エゾツリスゲ、ダケスゲ、ヒカゲシラスゲ、ツルスゲ、キンスゲ、シラコスゲ、ヌマスゲ、クサスゲ、ゴンゲンスゲ、コイトスゲ、シオクグ、アシボソスゲ、オオタヌキラン、イワスゲ、クモマシバスゲ、スミカワスゲ、オノエスゲ、ヤワラスゲ、カンエンガヤツリ、アゼガヤツリ、シロガヤツリ、イガガヤツリ、ミズハナビ、セイタカハリイ、スジヌマハリイ、ヒメヌマハリイ、マルホハリイ、サギスゲ、ワタスゲ、コアゼテンツキ、テンツキ、クロテンツキ、メアゼテンツキ、アオテンツキ、ヒンジガヤツリ、ミカヅキグサ、イトイヌノハナヒゲ、コイヌノハナヒゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、コホタルイ、ヒメホタルイ、タカネクロスゲ、マツカサススキ、シズイ、エゾウキヤガラ、ツルアブラガヤ、クロアブラガヤ、コシンジュガヤ
ラン	ヒナラン、コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、サワラン、コイチヨウラン、エゾスズラン、ハマカキラン、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、フジチドリ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ギ

	ボウシラン、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、クモイジガバチ、フタバラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ヤチラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ、ヒナチドリ、オノエラン、ウチョウラン、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ハシナガヤマサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、マイサギソウ、オオキソチドリ、ミヤマチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、ハクウンラン、ショウキラン

計 982 種

表2　白神山地世界遺産に係るその他の制度の概要

制度名	指定年月	概要	区域	管理区分	主な規制内容等	備考
禁止区域（新深浦町漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権行使規則及び遊漁規則に基づく）	平成10年3月	各河川の上流部を天然産卵の場として保護することで魚族資源の回復を図るとともに、下流部での魚釣りを永続的に楽しむための「もとおけ」としての機能を果たす「種川」とするため漁業者及び遊漁者の採捕を禁止	笹内川禁止区域 大池第1発電所笹内取水ダム上端から上流の本支流域	緩衝地域（B地域）	アユ、ヤマメ、イワナの採捕を禁止	漁業法
禁止区域（追良瀬内水面漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権行使規則及び遊漁規則に基づく）	平成9年9月		追良瀬川禁止区域 (株)東北電力追良瀬ダム上端から上流の追良瀬川本支流域	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイの採捕を禁止	
禁止区域（赤石水産漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権行使規則及び遊漁規則に基づく）	平成10年6月		赤石川禁止区域 赤石堰堤上流端から上流の本支流域	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	アユ、ヤマメ、イワナ、カジカ、ウグイの採捕を禁止	
禁止区域（赤石地区漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権行使規則及び遊漁規則に基づく）						
禁止区域（岩木川漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権公式素行及び遊漁規則に基づく）	平成9年6月		岩木川禁止区域 中郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有林地内治山ダムの上流端から上流の岩木川本支流域。中郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	アユ、ヤマメ、イワナ、コイ、フナ、ウグイ、カジカ、カワヤツメの採捕を禁止	
禁止区域（粕毛漁業協同組合第五種漁業権行使規則及び遊漁規則に基づく）	平成16年1月（改正：平成24年1月）	水産資源生態系保護のため、漁業者及び遊漁者の採捕を禁止	粕毛川禁止区域 森林生態系保護地域（世界遺産地域核心地域及び緩衝地域）内の粕毛川本流及び支流	核心地域（A地域） 緩衝地域（B地域）	アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ等の遊漁禁止	

※禁止区域については、白神山地世界遺産地域に係る禁止区域のみを記載しています。

表3　白神山地の自然学習･情報発信に係る各主要施設一覧

施設名	所有者	所在地	白神山地の自然学習･情報発信に係る活動内容
白神山地世界遺産センター(西目屋館)	環境省	青森県西目屋村	世界遺産の保全･管理に係る調査･研究、普及啓発。
白神山地世界遺産センター(藤里館)	環境省	秋田県藤里町	世界遺産を紹介した展示を通じた普及啓発、案内･解説、自然観察会の開催。
津軽白神森林生態系保全センター	林野庁	青森県鰺ヶ沢町	世界遺産の周辺地域における自然再生活動及び森林環境教育の推進。
藤里森林生態系保全センター	林野庁	秋田県藤里町	世界遺産に関する森林環境教育及び保全･管理活動。
白神山地ビジターセンター	青森県	青森県西目屋村	世界遺産を紹介する展示、映像上映、自然観察会等の開催を通じた普及啓発、HP等による情報発信。
十二湖エコ･ミュージアムセンター「湖郷館」	青森県	青森県深浦町	十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介する展示、自然観察会等の開催を通じた普及啓発。
自然観察館「ハロー白神」	鰺ヶ沢町	青森県鰺ヶ沢町	世界遺産及び赤石マタギを紹介した展示を通じた普及啓発、解説。
ミニ白神「くろもり館」	鰺ヶ沢町	青森県鰺ヶ沢町	世界遺産を紹介した展示を通じた普及啓発、案内・解説、自然観察会の開催。
素波里ふるさと自然公園センター	秋田県	秋田県藤里町	世界遺産を紹介した展示を通じた普及啓発。
八森ぶなっこランド	秋田県	秋田県八峰町	森林･林業及び林産物について、各種教材を活用した学習及び野外体験の実施。(植菌体験･木工教室)
あきた白神体験センター	秋田県	秋田県八峰町	白神山地の自然体験や自然観察会の開催、宿泊研修等の実施。

管理体制の概要
1.白神山地世界遺産地域連絡会議会則（抜粋）

（目的）
第二条　会議は、世界遺産一覧表に登録された白神山地の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

（組織）
第三条　会議は次に掲げる機関を以て組織する。
東北地方環境事務所
東北森林管理局
青森県
青森県教育委員会
秋田県
秋田県教育委員会

2　次に掲げる機関が、管理計画改訂までの間、オブザーバーとして参加する。
鰺ヶ沢町
深浦町
西目屋村
藤里町
八峰町
能代市

3　その他、適宜必要に応じて白神山地世界遺産地域の保全管理に関係する者をオブザーバーとし、参加を要請することができる。

（会議事項）
第四条　会議は、第二条の目的を達成するため、次の事項を協議･調整する。
(一)関係機関の保全管理施策の実施に係る必要な協力の推進等所要の事項。
(二)管理計画に関する事項。
(三)その他、保全管理の円滑な実施の推進に係る内容で会議において必要と認められた事項。

（幹事）
第五条　会議に幹事をおく。
(一)幹事は、次の者をあてる。
東北地方環境事務所　首席自然保護官
東北森林管理局計画保全部　計画課長
東北森林管理局　自然遺産保全調整官
青森県環境生活部　自然保護課長
同　農林水産部　林政課長
青森県教育委員会　文化財保護課長
秋田県生活環境部　自然保護課長

同　農林水産部　森林整備課長
秋田県教育委員会　文化財保護室長

(二)幹事は、会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じ幹事会を開催するほか、関係機関の連絡調整にあたる。

2.本庁担当部局
環境省自然環境局自然環境計画課
林野庁森林整備部森林利用課
林野庁国有林野部経営企画課
文化庁文化財部記念物課

世界遺産条約の概要

1 名称
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

2 目的
世界の文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から効果的に保護するための国際的な協力及び援助の体制を確立する。

3 概要
採択年月日：1972 年 11 月 16 日(於パリ、ユネスコ第 17 回総会)
発効年月日：1975 年 12 月 17 日
締約国数　：190 か国(2012 年 9 月現在)
世界遺産　：現在 981(自然 193、文化 759、複合 29)の遺産が世界遺産一覧表に記載されている(2013 年7月現在)。
事務局　　：ユネスコ世界遺産センター

4 世界遺産の定義
文化遺産：歴史上、美術上、科学上顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等
自然遺産：観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地、自然の風景地等
複合遺産：文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えている遺産

白神山地世界遺産に係る経緯
1990 年 3 月　白神山地森林生態系保護地域の設定
1992 年 6 月　国会において世界遺産条約を承認。条約事務局へ受諾書を提出
1992 年 7 月　白神山地自然環境保全地域の指定
1992 年 9 月　同条約が我が国に関して発効
1992 年 10 月　自然遺産の候補地として「白神山地」と「屋久島」を世界遺産委員会に推薦
1993 年 5 月　IUCN(国際自然保護連合)の現地調査
1993 年 6 月　世界遺産委員会ビューロー会議(三項目の勧告)
1993 年 9 月　日本政府としてビューロー会議勧告への回答
1993 年 12 月　世界遺産委員会(コロンビア)において世界遺産一覧表への記載決定
1995 年 7 月　白神山地世界遺産地域連絡会議の設置
1995 年 11 月　白神山地世界遺産地域管理計画の策定
1997 年 6 月　白神山地世界遺産地域連絡会議で秋田県側は「原則入山禁止」、青森県側は「指定ルート 27 を設定し入山を許可制」とした核心地域への入山取扱いを確認
1997 年 10 月　IUCN が世界遺産保全状況について現地調査を行い、レポートを作成
2003 年 7 月　青森県側の指定ルートに係る入山手続きを許可制から届出制に変更
2004 年 3 月　国指定白神山地鳥獣保護区の指定
2010 年 6 月　白神山地世界遺産地域科学委員会の設置
2012 年 7 月　第 36 回世界遺産委員会（ロシア）での定期報告

図1 白神山地世界遺産地域位置図

Location Diagram

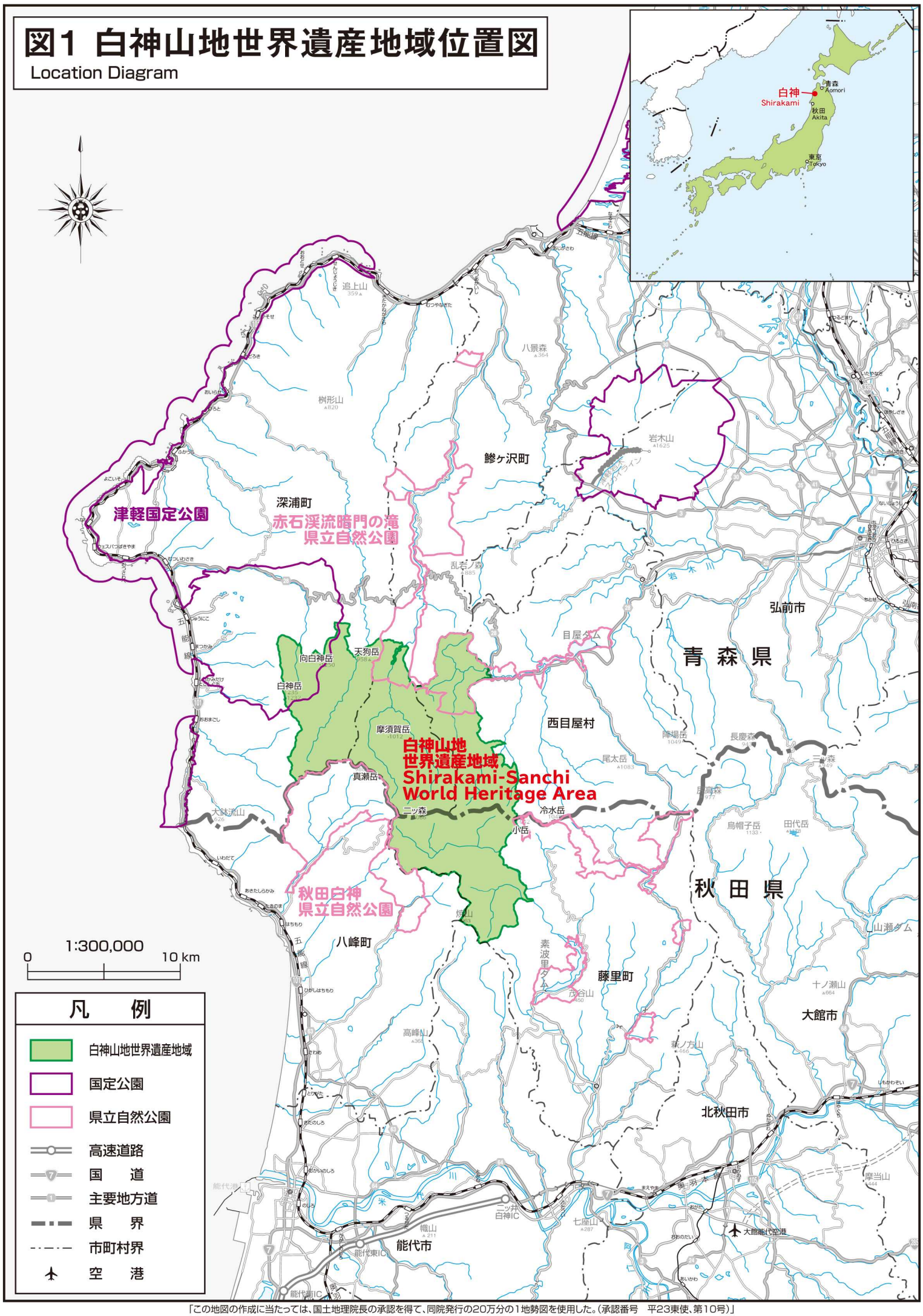

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を使用した。(承認番号　平23東使、第10号)」

図2 白神山地世界遺産地域管理区分図

Management Classification Map

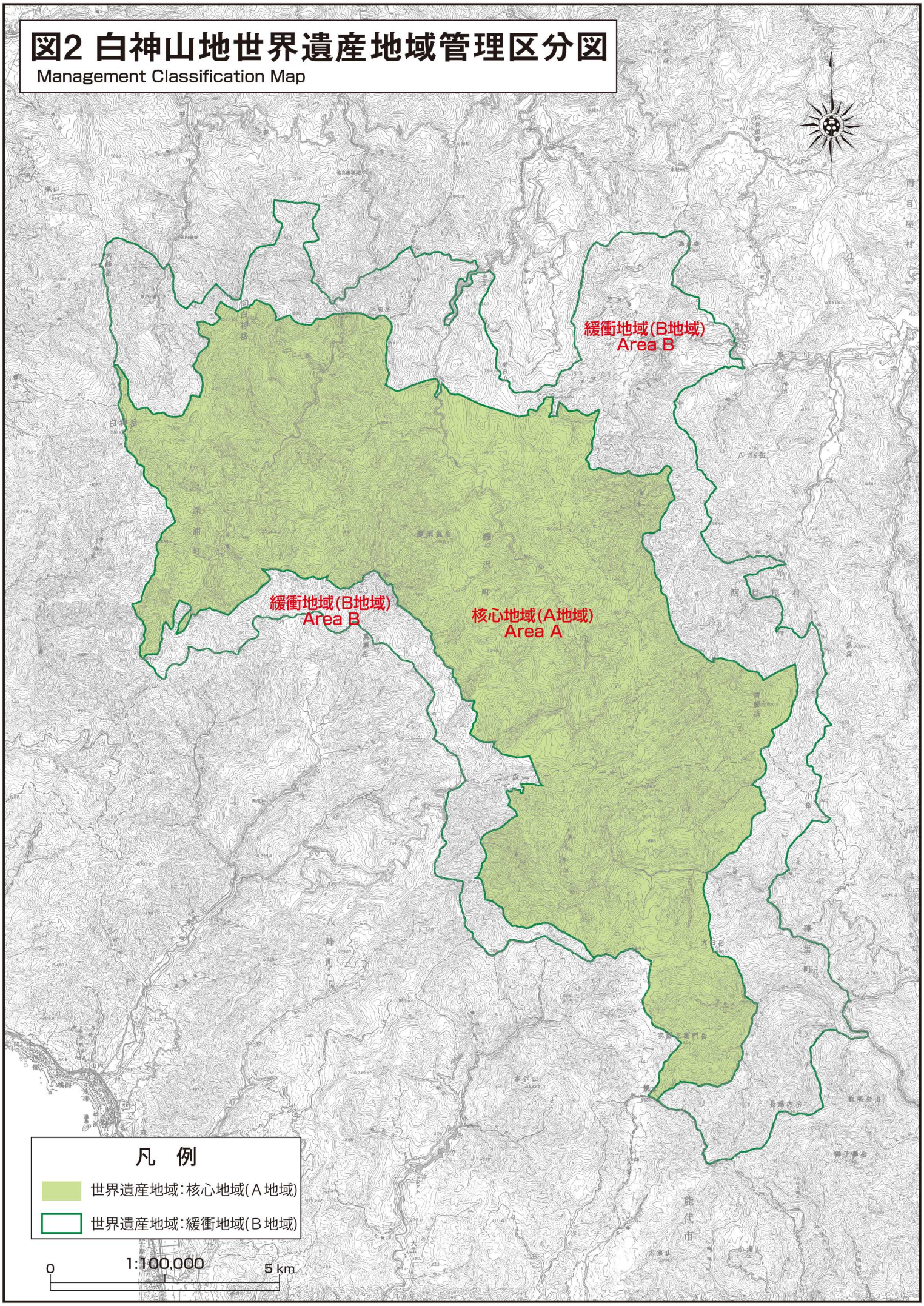

「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである。」

図3 白神山地世界遺産地域　地域指定区分図

Designation Division Map

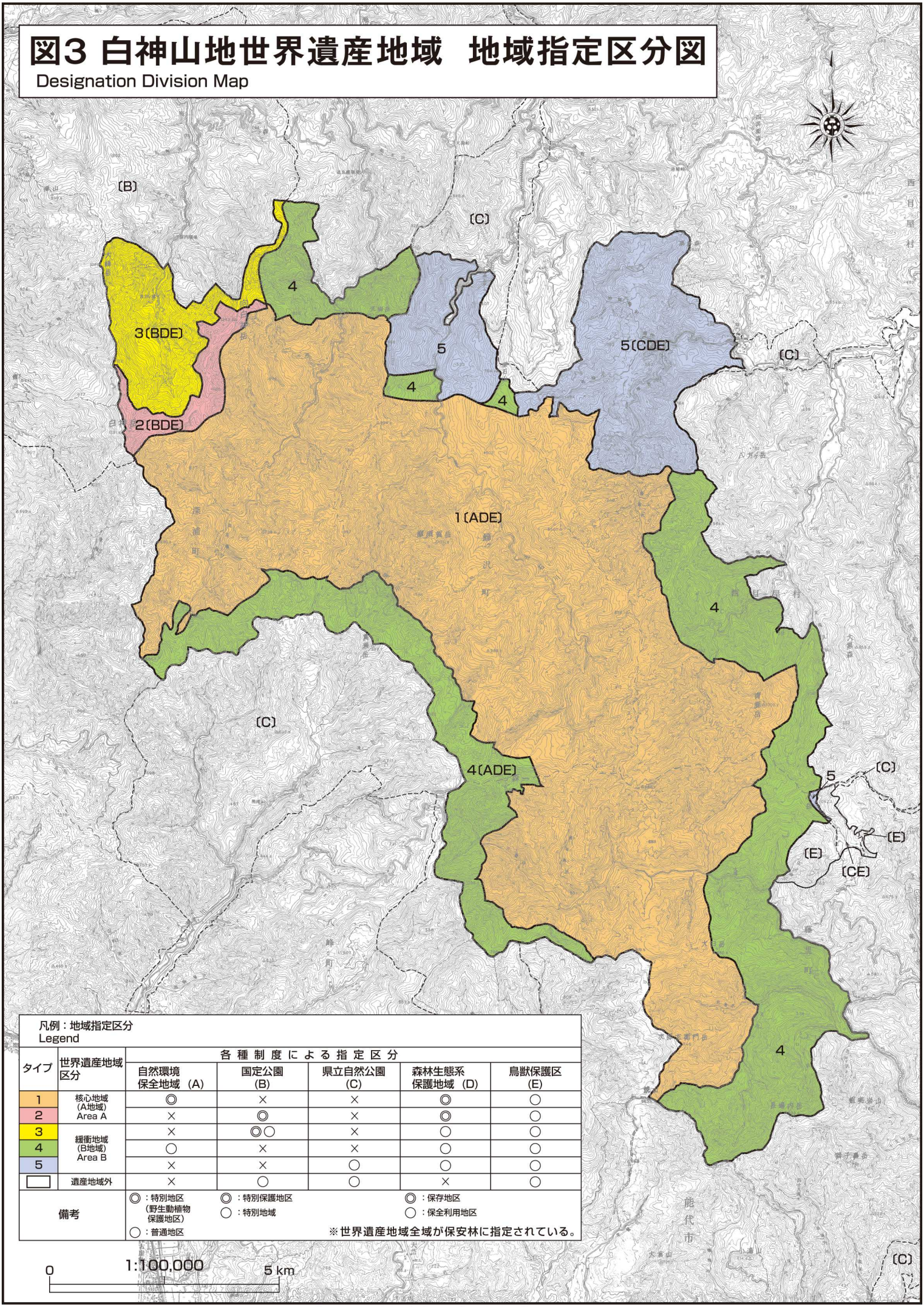

凡例：地域指定区分
Legend

タイプ	世界遺産地域区分	各種制度による指定区分				
		自然環境保全地域（A）	国定公園（B）	県立自然公園（C）	森林生態系保護地域（D）	鳥獣保護区（E）
1	核心地域（A地域）Area A	◎	×	×	◎	○
2		×	◎	×	◎	○
3	緩衝地域（B地域）Area B	×	◎○	×	○	○
4		○	×	×	○	○
5		×	×	○	○	○
□	遺産地域外	×	○	○	×	○

備考
◎：特別地区（野生動植物保護地区）　◎：特別保護地区　◎：保存地区
○：普通地区　○：特別地域　○：保全利用地区
※世界遺産地域全域が保安林に指定されている。

「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである。」